

改正の目的

- 使用過程車※についても、性能等確認を受けることを可能とする
- 性能等確認を受けた型式と同一の型式に該当する使用過程車へのシールの貼付に際し、必要な手続きを定める(宣誓書の提出、基準適合性の確認等)
- 使用過程車に貼付するシールの様式を新たに設定する 等

※ 既に運行の用に供されている特定小型原動機付自転車等

改正の概要

<性能等確認の申請時>

- 申請書等の必要書面に加え、以下の書面を性能等確認実施機関に提出
 - ✓ 申請に係る型式と同一の型式に該当する使用過程車の車台番号リスト
 - ✓ 使用過程車に関する過去の製作の工程を定めた書面(均一性の確認)

<シール貼付時>

- あらかじめ、以下の書面を国土交通省に提出
 - ✓ 性能等確認を受けた型式と同一の型式に該当する使用過程車の車台番号リスト
 - ✓ ①車台番号リストの真正性、②シール貼付時の保安基準適合性の確認、③基準不適合時の対応(改善措置の実施)に係る宣誓書
- 使用過程車に貼付するシールの様式を以下のとおり定める

